

(別紙 2)

審査の結果の要旨

氏名 李 知映

本論文は、1930年代の植民地朝鮮において総督府によって設立された近代的な劇場機能を有する府民館という施設が、韓国における演劇界の活動にどのような影響を与えたかを演劇史研究と文化政策史研究を横断しながら明らかにしようとするものである。

本論文は序章と結章を含めて、全7章で構成される。第1章「1900年代～1930年代の劇場の実態」では、祝祭的な伝統において発展してきた韓国の演劇が、近代的な意味での屋内型劇場空間の出現により、演劇活動がどのように変化をしたかを当時新しく設立された4つの劇場の活動から明らかにする。第2章「『府民館』の誕生」では、それまで韓国では見られなかった規模と機能を有する府民館という施設の設立経緯と、その運営方法について、同時代の劇場との比較を通じてその特徴を描き出す。第3章「府民館を通じた新たな試み」においては、この新たな施設が、近代的な劇場として、当時の劇団の作品や運営にどのような影響を及ぼしたかについて、代表的な2つの劇団の作品と活動を通じて検証する。第4章「演劇統制政策と『国民演劇』」においては、総督府の演劇統制政策が強化される時代にあつて韓国の演劇人が「国民演劇」をどのように受け止め、当時の演劇人がどのように活動を継続させたかを明らかにする。第5章は植民地朝鮮から解放され、米軍政期を経て、府民館を国立劇場へと成立させる過程を描き出すことにより、演劇人にとっての府民館の位置づけを、単なる統治を遂行するための一機関ではなく、韓国の演劇界あるいは演劇の発展において画期となる重要な施設であったことを結論づけた。

本論文は、当時発行されていた日本語・韓国語で書かれた9紙の新聞記事、そして関連分野の雑誌記事、政府発行の定期刊行物、検閲台本等を網羅的かつ緻密に分析することを通じて、植民地朝鮮時代の韓国演劇界の活動を、新たに作り出された劇場空間という視点から捉え返し、統治権力の変化の中での文化政策の意図に翻弄されながらも演劇の発展に向けて活動をする姿を描き出したという点で挑戦的な研究といえる。同時期の日本における演劇統制政策の研究の進展に比べて、資料の限界により表面的な分析に終わってしまっているところもあるが、それを補ってあまりある新しい視点が提示できたといえる。

よって、本審査委員会は本論文が博士（文学）の学位に十分に値するものとの結論に達した。